

定年の引上げ等、65歳までの雇用機会の確保を盛る

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」を改正へ

- 厚 労 省 -

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案」が2月10日閣議決定され、同日、国会に提出された。これは、労働政策審議会（厚労相の諮問機関）が、今後の高齢者雇用対策について建議を行った（本誌：平成16年2月5日付・第1562号参照）のを受け、厚労省が同法律案を作成したもの。それによると、少子高齢化の急速な進展等を踏まえ、少なくとも年金支給開始年齢までは働き続けることができるようにするため、
定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による65歳までの雇用機会の確保、高年齢者等の再就職援助の強化等、所要の措置を講ずる内容となっている。――法律案の概要は次のとおり。

1. 概要

(1) 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保

定年（65歳未満のものに限る。）の定めをしている事業主について、65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入又は定年の定め廃止のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じなければならないこととする。

ただし、継続雇用制度の対象となる高年齢者に関する基準を労使協定により定めたときは、希望者全員を対象と

しない制度も可能とする。

なお、施行より政令で定める日まで（当面大企業は3年間、中小企業は5年間）は、労使協定ではなく就業規則等に当該基準を定めることを可能とする。

高年齢者雇用確保措置に係る年齢（65歳）については、平成25年度までに段階的に引き上げる。

平成18年4月～平成19年3月	62歳
平成19年4月～平成22年3月	63歳
平成22年4月～平成25年3月	64歳
平成25年4月～	65歳

